

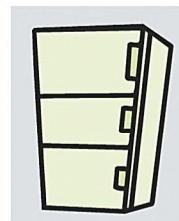
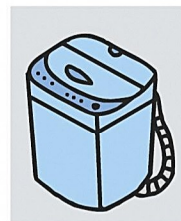
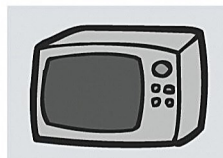
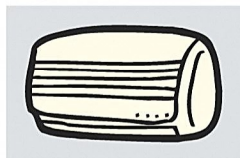
市では収集
できないもの

①家電リサイクル対象品目

「家電リサイクル法」の対象4品目は、家電メーカーによるリサイクルが義務付けられているため、市では収集できません。下記の方法で処理してください。

【家電リサイクル対象品目】

- ◎テレビ(ブラウン管式、プラズマ式、液晶式)
- ◎洗濯機・衣類乾燥機
- ◎冷蔵庫・冷凍庫
- ◎エアコン



〈家電リサイクル券センター〉

☎ 0120-319640 fax03-3903-7551

受付時間:9時~18時(日、祝日を除く) ホームページ:<https://www.rkc.aeha.or.jp>



【処理の方法】

◎家電販売店に引き取りを依頼する場合

- ・購入した店か、買い替えをしようとする店に、リサイクル料金と収集運搬料金を支払い、引き取りを依頼します。

◎廃棄物許可業者に引き取りを依頼する場合

(買い替えしない場合、購入店がわからない場合)

- ・廃棄物許可業者に、リサイクル料金と収集運搬料金を支払い、引き取りを依頼します。

◎郵便局でリサイクル券を購入し、下記へ直接持ち込む場合

(買い替えしない場合、購入店がわからない場合)

持ち込み先		
(株)豊和商事	長岡市新組町字筒場2474-1	☎ 24-6322
日本通運(株) 中越支店	長岡市要町1-4-44	☎ 36-4400

市では収集
できないもの

② 家庭用パソコン

家庭で不要になったパソコンは、「資源有効利用促進法」に基づき、メーカーなどに回収・再資源化が義務付けられているため、市では収集できません。下記の方法で処理してください。

- ◎デスクトップパソコン本体
- ◎ノート型パソコン
- ◎CRTディスプレイ
- ◎液晶ディスプレイ



- その他対象となるもの
マウス、キーボード、スピーカー、
ケーブルなど、購入時の標準添付品

- × 対象とならないもの
プリンター、スキャナーなどの周辺機器、CD-ROM媒体
などの記録メディア、ワープロなど

【出し方】

◎PCリサイクルマークがついている場合

- ・メーカー受付窓口へ回収を申し込んでください。
回収・資源化料金は購入価格に上乗せされているので、排出の際に費用はかかりません。
- ※ PCマークがついていても、倒産などによりメーカーが存在しない場合は、「PCマークがついていない場合」と同様に処理を依頼してください。



このマークが目印です！

◎PCリサイクルマークがついていない場合 ①②いずれかの方法で処理してください。

- ①メーカー受付窓口へ回収を申し込む(メーカーが存在する場合)
 - ②パソコン3R推進協会へ回収を申し込む(メーカーが存在しない場合や自作パソコンなど)
- ※ 回収・再資源化料金、リサイクル処理料金は、品目やメーカーにより異なります。

詳しくは「一般社団法人パソコン3R推進協会」へ

☎ 03-5282-7685

ホームページ: <https://www.pc3r.jp>

市では収集
できないもの

③ 在宅医療廃棄物

針のついた注射器、 注射針などの鋭利なもの

提供を受けた医療機関
または薬局などに
ご相談ください。



次のものは
「燃えるごみ」へ出してください。

- ◎栄養剤バッグ
- ◎チューブ類・カテーテル類
(50cm以内に切る)
- ◎透析用CAPDバッグ
- ◎プラスチック製栄養剤注射器
(針はもともとはついていません)



医療機関・薬局へ